

「相模原市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにした犯罪被害者等の支援に特化した条例を制定するため、市民の皆様からご意見を募集しました。

お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和4年12月15日（木）～令和5年1月23日（月）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

交通・地域安全課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（橋本・城山・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

（1）意見の提出方法

意見数		2人（3件）
内 訳	直接持参	0人（0件）
	郵送	0人（0件）
	ファクス	1人（2件）
	電子メール	1人（1件）
	電子申請システム	0人（0件）

（2）意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
「7 相談及び情報の提供等」について	1	1	0	0	0
「8 日常生活等の支援」について	1	0	0	1	0
「10 市民等及び事業者の理解の促進」について	1	0	0	1	0
合計	3	1	0	2	0

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
「7 相談及び情報の提供等」について			
1	市と神奈川県警察署本部及び相模原市内の各警察署との関係性を明確にし、どういった連携をとっていくのかが具体的に示されると、市民が理解しやすくなると思う。	関係機関等の定義に新たに警察を加えることで、警察との関係性を明確化いたします。 犯罪被害者等への支援にあたっては、県警察との連携協力が不可欠だと考えております。 今後、神奈川県・神奈川県警察・神奈川被害者支援センターが三位一体となって運営している「かながわ犯罪サポートステーション」と連携・協力し、犯罪被害者等に寄り添った支援を実施してまいります。	ア
「8 日常生活等の支援」について			
1	相談窓口と共に、自助グループの設置が必要と考えます。 窓口の担当者が、寄り添って相談にのってくださるのは、わかりますが、被害者は当事者同士だから、本当の気持ちをわかってくれたと感じます。 一緒に涙を流してくれる同じ思いの人、分かち合い等を望んでいます。	当事者による自助グループの活動は、犯罪被害者等の精神的な回復のきっかけになる非常に重要な取り組みであると認識しております。 今後、自助グループの皆様からもお話を伺いながら、被害者等に寄り添った支援の充実に努めてまいります。	ウ
「10 市民等及び事業者の理解の促進」について			
1	市内の主要駅である、小田急線の相模大野駅、JR相模原駅、JR橋本駅で、月に1回でも市民に対して犯罪被害の実態と、犯罪防止のための啓発活動を行うことも、市民の意識を高めるチャンスであると思う。	市民や事業者の皆様に対し、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を支援することの必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について理解を深めていただけるよう、より効果的な周知啓発方法等について検討してまいります。	ウ